

## 入札公告

一般競争入札を実施するので、公益財団法人福井県下水道公社会計規程第67条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月23日

公益財団法人 福井県下水道公社  
理事長 横山 隆博

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入れする物品（以下「借入物品」という。）の名称  
公益法人会計システム
- (2) 借入物品の数量、仕様等  
別紙仕様書のとおり
- (3) 設置場所  
福井県坂井市三国町池見2-27  
九頭竜川浄化センター 管理本館2階 下水道公社事務所
- (4) 契約期間  
契約締結日から平成35年6月30日まで（60か月）  
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定に基づき、知事が定める一般競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札の日において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 福井県内に本店または支店、営業所を有する者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律。（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒913-0024

福井県坂井市三国町池見2-27

公益財団法人福井県下水道公社 総務・水質管理グループ

電話 0776-82-4660

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、当公社ホームページで公開する。

### 4 入札書の提出方法、提出期間、提出先、開札日時

(1) 入札書の提出方法等

郵送入札によるもの（配達記録が残る郵便等に限る。）とし、持参または電送によるものは認めない。

(2) 入札書の提出期間

平成30年5月10日（木）午前8時30分から平成30年5月11日（金）  
午後4時まで

入札書は提出期限必着とし、消印有効は認めない。

提出期限外に提出された入札書は、いかなる事由があっても受け付けない。

併せて、入札書の到着確認の問い合わせについては、一切応じない。

(3) 入札書の提出先

3(1)と同様とする。

(4) 開札日時

平成30年5月14日（月）午前9時10分

### 5 入札の方法

入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、借入物品の1月あたりの賃貸借料の合計金額とすること。

### 6 落札決定の保留に関する事項

この入札にかかる借入物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（最低の価格で入札した者が複数ある場合は、そのすべての者。以下「落札候補者」という。）を宣言して、落札者の決定を保留する。

### 7 資格の確認に関する事項

落札候補者は、申請書に必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札

にかかる物品の借入に関し、当会社の事後審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期間

平成30年5月14日(月)午後1時00分から平成30年5月15日(火)  
午後4時まで

(2) 申請書の提出先

3(1)と同様とする。

申請書については、直接当会社に持参して提出するものとし、郵送または電送によるものを一切受け付けない。

8 落札者の決定に関する事項

公社が入札参加資格があると決定をした者を落札者として決定する。

9 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定による。

(2) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。  
なお、上記1の届出を行ったときは、福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(6) この入札公告は、福井県下水道公社会計規程第67条第2項の規定により、福井県財務規則第148条の規定を準用する。